

市民参加条例制定基本方針

～市民による市民のための市民参加の仕組みづくり～

1 市民参加条例の策定に関する基本的な考え方

社会情勢の変化により、全国的に、市民が行政活動への参加や協働を保障するための条例を策定する動きが増加している。市民参加の必要性として、市民側には、自己実現の高まりや専門的な能力を備えた市民の増加、元気な高齢者の増加などによって行政との協働に対する期待や可能性が高まっていること、行政側には、市町村合併に代表される地方分権の進展への対応、市民ニーズの多様化・高度化や財政状況のひっ迫などによって、公的サービスの計画・実行・評価における市民との協働が不可欠となっていることが挙げられる。

これまで稲沢市では、市民との協働を進めるためには、まず職員が市民参加を認識し、行動していくことが必要であると考え、平成17年7月に庁内ルールとして制定した「稲沢市市民参加の推進に関する要綱」を、各事業において市民参加を進めるための基準としてきた。

しかし、要綱はあくまでも職員向けのルールであり、市民参加を拡大するためには、市民にも呼びかけて実効性のあるルール（＝条例）をつくって推進していくことが重要である。

市民参加条例の制定は、市政に対する、市民による市民のための市民参加の仕組みを構築するものである。

2 条例づくりの進め方

市民による市民のための市民参加の仕組みを構築するには、次の2点が必須事項になる。

- ① 市民と市職員の協働によって策定を進めること
 - ・ 市民と市職員によって委員会を組織し、協働で策定作業を進める。
 - ・ 事務局から素案を提示せず、委員会で策定する。
 - ・ 委員会日程調整や議事とりまわしについては、委員会主導で行う。
- ② 「市民のため」の仕組みを入れること
 - ・ 実効性のある条例とするため、市民が使いやすいものにすることが重要である。

◆策定スケジュール

- H19. 9 策定委員会委員を公募
- 10 策定委員会開始
- H20. 3 委員会素案作成
- 5 説明会・パブリックコメントの実施
- 12 市議会へ条例案の提案
- H21. 4 条例施行